

同窓会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は群馬県立尾瀬高等学校同窓会と称する。事務局は同校内に置く。
- 第2条 本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために下の事業を行う。
- 1 母校発展に寄与する事項
 - 2 会員親睦に関する事項
 - 3 その他必要と認める事項
- 第4条 本会会員は、転居その他一身上の都合で異動したとき本会に報告する。

第2章 会員

- 第5条 本会会員は、県立沼田高等学校武尊分校卒業生、県立武尊高等学校卒業生及び県立尾瀬高等学校卒業生をもって組織する。
- 第6条 本校現在の職員は、特別会員となる。但し、退職後会長の特別推薦により特別会員となることができる。
- 第7条 本校の会員たる本分を失ったときは、役員協議のうえ除名することができる。

第3章 役員及び会員

- 第8条 本会は下の役員を置く。任期は3年とし、再選を妨げない。
- 1 会長 1名
 - 2 副会長 若干名
 - 3 書記 2名
 - 4 会計 2名
 - 5 支部長・副支部長（各支部別、1名ずつ）
 - 6 期別幹事（卒業年度別若干名）
 - 7 監査 2名
 - 8 校内幹事（若干名）
 - 9 顧問
- 第9条 会長は本会を代表し会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその任を代行する。支部長・副支部長は各支部より選び、合議において会務にあたる。期別幹事は卒業年度別に選び、会務にあたる。監査は会計を監査し、総会において報告する。校内幹事は母校教職員より選び、会務を処理する。顧問は会長の諮問に答えるものとする。各役員は会長がこれを委嘱する。
- 第10条 毎年1回総会を開くものとする。

第4章 会 計

第11条 本会の経費は、会員の会費及びその他の収入を以てする。

第12条 本会の入会金は10,000円とし、卒業時に納入するものとする。

第13条 本会の永年会費は5,000円を納入し、蓄積して本会基本金とする。

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

第15条 本会則に定めなき事項については、役員会の決により会長の承認を以て定める。

第16条 慶弔については、別途定める。

第17条 本会則は昭和43年9月5日より実施する。

昭和50年	4月より入会金1,000円に改正
昭和53年	4月より会費(年額)1,440円に改正
昭和54年	6月20日会則一部改正
昭和62年	6月14日会則一部改正
平成 元年	6月10日会則一部改正
平成 6年	5月25日会則一部改正
平成 8年	5月21日会則一部改正
平成 9年	6月17日会則一部改正、第12条は平成12年度より適用する。
平成16年	6月22日会則一部改正
令和 元年	7月20日会則一部改正
令和 2年	7月18日会則一部改正